

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的な評価の結果を公表します。

平成 14 年 5 月 29 日

札幌市長 桂 信雄

特定事業（（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業）の選定について

第 1 評価の結果

（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することにより、札幌市（以下「市」という。）が直接実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 4.1%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等、定性的効果も期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法に基づく特定事業として選定する。

第 2 評価の内容

1 評価方法

- (1) 本事業を P F I 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。
- (2) 市の財政負担の見込額の算定にあたっては、特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。
- (3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業を P F I 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

2 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及び P F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

市の財政負担額算定の前提条件

区 分	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
事業方式	—————	B O T 方式
財政負担額の主な内訳	①設計費 ②建設費 ③工事監理費 ④管理・運営費 ⑤市債の返済に要する費用	①サービス購入料 （設計・建設・管理・運営） ②アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④事業者からの税収（市税）を調整
共通の条件	①事業期間 平成15～37年度 （設計・建設3年，管理・運営20年） ②施設規模 延床面積：11,800m ² 火葬炉：29基 焼却炉：1基 集じん器：バグフィルター15基 告別室：2室 拾骨室：14室 特別控室：31室 ③割引率 2.5% ④物価変動，金利変動は加味しない。 ⑤火葬場使用料は算入しない。	
資金調達に関する事項	①一般財源：30% ②市債：70% ・償還年数20年（10年後に借り換え） ・金利は現状の水準を勘案して設定した。	①自己資金：10% ②公的金融機関借入金及び市中金融機関借入金：90% ・償還年数20年 ・金利は現状の水準を勘案して設定した。
設計費・建設費・工事監理費に関する事項	「札幌市第2斎場整備基本構想」に基づき，里塚斎場の経費等を参考にして設定した。	市が直接実施する場合に比べて，一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
管理・運営費に関する事項	里塚斎場の実績等を勘案して設定した。	市が直接実施する場合に比べて，一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較すると、次の表のとおりとなる。

市の財政負担額の比較 (単位：百万円)

区 分	合計額※1 (単純)	差額	P S C 対比	現在価値※2 (リスク調整後)	差額	P S C 対比
市が直接実施 (P S C)	22,843	—	100.0%	15,914	—	100.0%
P F I 事業で実 施	22,601	242	98.9%	15,262	652	95.9%

※1 合計額（単純）：事業費用から収入分を差し引いたものを、事業期間にわたり単純に合計した額（市が直接実施した場合は減債基金の運用益を、PFI事業で実施した場合は市税収入を差し引いた。）。

※2 現在価値（リスク調整後）：キャッシュフロー（現金収支）割引法により、将来のコストを現在の価値に換算した上、リスク調整した額。

4 PFI事業として実施することの定性的評価

- (1) 設計、建設、維持管理及び運営を事業者が一括して行うことにより、事業者の経営上のノウハウ及び専門的な技術が発揮され、効率的な事業運営を期待することができる。
- (2) 財政支出については、市が直接実施する場合は、建設費等を一時に支出する必要があるのに対し、サービスの対価として毎年度支払うこととなるため、平準化を図ることができる。
- (3) 事業者の持つノウハウ・業務改善意欲等が活用され、市民に対して優良な火葬サービスの提供が期待できる。

(問合せ先)

保健福祉局健康衛生部生活環境課 第2斎場建設担当
電話： 011-211-2862 FAX： 011-218-5102